

山本学園校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は学校法人山本学園 山本学園校友会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の親睦、研鑽を図り、教育・学術・文化の発展に寄与するとともに学校法人山本学園と緊密に連繋を保持し、発展に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 総会及び役員会の開催
- (3) 会誌の発行
- (4) 学園ニュースの発行
- (5) その他、本会の目的に必要な諸事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、正会員、準会員および特別会員をもって組織する。

(正会員)

第5条 学校法人山本学園を卒業した者で入会を承諾した者とする。

(準会員)

第6条 学校法人山本学園に在籍している者で入会を承諾した者とする。

(特別会員)

第7条 役員より推薦された者とする。

(会員の権利及び義務)

第8条

- (1) 会員は、本会の主催する事業に参加し、又は本会の発行する印刷物の頒布を受けることができる。
- (2) 会員は総会に出席することができる。

(3) 会員はこの会の目的達成のために協力する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は以下の定めるところによりその資格を失う。

- (1) 脱会
- (2) 本会の目的に違反した者
- (3) 本会及び学校法人山本学園の名誉を傷つけた者
- (4) 退学
- (5) 死亡

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 …… 1名

副会長 …… 2名

監事 …… 1名

初回は暫定的な校友会であり、今後役員構成が変更する場合もある。

(役員を選出)

第11条 本会の役員は会員の中から選任する。

(役員任期)

第12条 任期は3年とし、2回に限り再任することができる。

但し、初回は暫定なので、この限りではない。

(役員会)

第13条 必要があれば会長がその都度、召集することができる。年1回以上開催し、役員
の半分以上の出席が必要である。

(役員任務)

第14条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して、担当会務を掌握し会長が業務を遂行できない状態の時は、互選によりその代理を行う。
- (3) 監事は、校友会の運営が適正、効率的、効果的になされているか監査する。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(役員会)

第16条 役員会は定時役員会及び臨時役員会とし、会長、副会長、監事をもって構成する。

2. 定時役員会は1年に一回開催し、臨時役員総会は会長又は監事が必要と認めたときに開催するものとする。

(総会)

第17条 総会は定時総会及び臨時総会とし、会長、副会長、監事をもって構成する。

会員は総会に出席して意見を述べることができる。

第18条 総会は、会長がこれ招集し、その議長となる。

1. 定期総会は、原則として毎年11月に開催し、次の事項をについて審議する。

- (1) 年度経過報告
- (2) 決算及び予算案の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 役員の改選
- (5) 事業計画その他重要事項

2. 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

第19条 議決

総会は、出席会員の過半数によって議決する。

総会には、委任状により議決権を行使できる。

第5章 会費

(会費)

第20条 会費は無料とする。 但し今後の事業内容に伴い変更する場合もある。

第7章 経費

(諸経費について)

第21条 校友会で発生した諸経費は、本会が負うものとする。但し、設立間もない間は、資金がないため学園側が補助する場合もある。

第8章 校友会事務局

第22条 本会の事務局本部は山本学園 進路指導室内に置く。

本部は、本会の目的遂行のために支部を設置することができる。

第 23 条 本会の事業を校友会事務局が代行する。

第 9 章 雑則

(変更届)

第 24 条 本会員はその住所、氏名、職業を変更した場合速やかに事務局に通知しなければならない。

第 25 条 退会は、事務局に通知しなければならない。

附則

この会則は、役員のおおむね 2/3 以上の同意及び総会出席会員の過半数の承認を得た時点で 3 月から適用する。